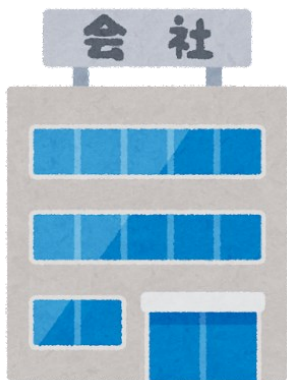


『R5年度税制改正法人税（7） 中小企業者へ軽減税率の延長等』

雇用の7割を創出する中小企業で賃上げの機運を醸成していくため、その生産性の向上や経営基盤の強化が重要であるとの視点から、中小企業者等に係る軽減税率の特例を2年間延長する。（所得800万円以下の部分に適用される軽減税率15%）

また、中小企業者等の設備投資に対する優遇措置は、一部を見直し2年間延長する。○中小企業経営強化税制：対象設備から、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託する設備を除外○中小企業投資促進税制：1) 同上 2) 総トン数500トン以上の船舶について、環境負荷の低減に資する設備の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定○中小企業防災・減災投資促進税制：対象設備に、耐震装置を追加



さらに、中小企業者等が先端設備導入計画に基づいて設備投資を行った場合の固定資産税の優遇措置は現行制度を廃止し、以下のように見直した新制度を設けて2年間延長する。1) 適用要件に「投資利益率が年平均5%以上となる計画に記載されたもの」を追加 2) 対象設備から、事業用家屋及び構築物を除外 3) 固定資産税の減免割合を3年間50%とし、一定の要件を満たす場合は4年間又は5年間とする

『キャッシュレス決済比率5割超 実態調査を実施—経産省報告書』

経済産業省は「キャッシュレスの将来像に関する報告書」を公表した。2022年9月から開催した検討会での議論を取りまとめた。報告書で触れている実態調査では、日常生活において「7～8割程度以上キャッシュレスを利用する」と回答した人が全体の54%を占め、消費者の中にキャッシュレスが広く浸透していることが分かった。同調査はキャッシュレスをクレジットカード、デビットカード、電子マネーなどと定義し、対象業種をスーパー、ドラッグストア、コンビニ、百貨店等として、全国の18～79歳の消費者を対象に22年11月にWebで行った。その結果、月々の支出金額に占めるキャッシュレス決済の割合は47%、口座振込・振替を含めるとその比率は67%に達した。業種別の決済では、百貨店、家電量販店、ホテル・航空券はクレジットカード利用が50%以上、コンビニはコード決済、電車賃は電子マネーが中心だった。また、消費者がキャッシュレスを利用し始めたきっかけは、ポイントや割引で、それが習慣化することで消費行動としてキャッシュレスが定着するという。経産省は18年4月に策定した「キャッシュレス・ビジョン」に基づき、キャッシュレス決済比率を25年までに4割程度とする目標を掲げている。



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com